平成２５年（フ）第６６号
山形県酒田市光ケ丘５丁目10番26号
破産者　佐藤　希典
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１３６５号
埼玉県草加市中根２丁目25番29号
破産者　島　　一夫
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９７号
埼玉県川口市東川口１丁目３番10号　グリーンシティ藤重壱番館302号
破産者　菅野　陽二
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０７２号
横浜市南区大岡２丁目19番16号
破産者　林　　輝芳
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７３号
横浜市南区大岡３丁目６番26号　上大岡北パークホームズ弐番館201
破産者　林　　崇芳
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１６号
新潟県五泉市不動堂828番地
破産者　高内　元春
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
名古屋市名東区極楽２丁目149番地
破産者　中川　　通
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
岐阜県羽島郡岐南町上印食２丁目56番地
破産者　二村　　仁
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第５号
岐阜県高山市千島町1035番地１　片桐住宅５号棟
破産者　中才佐代子（旧姓直井）
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
静岡市葵区桜町２丁目６番67号　駒井わか子方
破産者　奥山　哲男
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３３号
滋賀県彦根市本町２丁目１番９号
破産者　伊藤　武彦
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２９６７号
大阪市北区長柄中３―９―12　新都ハイツ401号室、住民票上の住所大阪市大正区泉尾４丁目12番４号
破産者　辻本　　緑
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１０３号
大阪市大正区三軒家東４丁目６番19―803号
破産者　柏尾　正人
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２９５号
大阪府東大阪市新池島町４丁目２番40号　メゾンニュー生駒606
破産者　林　　靖子（旧姓丸山）
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４０号
大阪府松原市阿保２丁目44番地105号、開始決定時の住所大阪市東淀川区東中島１―11―１―405
破産者　椎屋　　勝
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６７号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字千早713番地の甲、前住所大阪府大阪狭山市今熊３丁目735番地の13
破産者　房　　栄治
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２１３号
大阪府松原市一津屋３丁目２番34―102号
破産者　松村　　譲
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６号
大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目６番４号
破産者　淺谷　英郎
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
大阪府富田林市錦織中１丁目11番14号
破産者　廣野　信男
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係